

公益財団法人神奈川県公園協会
座間谷戸山公園における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
施設利用編

令和3年2月9日

1 ガイドラインの目的

座間谷戸山公園の公園施設利用における新型コロナウイルス病原体による公園利用者や公園協会職員（以下、「指定管理者」という）への感染リスクを最小限とするため、指定管理者が実施時に配慮すべき事項を明示することを目的とする。

2 本ガイドラインの位置づけ

国及び神奈川県が示す最新の「基本的対処方針」及び「方針に基づく通知」、「事務連絡」等に基づいてガイドラインを定め、運用する。なお、これらの方針等の改定に応じて逐次修正を行う等、ガイドラインの適切な運用を図る。

施設の利用に共通する項目については、当協会が定める「都市公園等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき対応する。

3 各園内施設の対応

3-1 パークセンター内レクチャールーム

(1) 施設管理者の対応

受付時の対応

- ・施設の入り口には、手指消毒剤、非接触体温計を設置する。
- ・受付窓口には、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・利用者には発熱や風邪の症状等の体調の聞き取り、連絡先の把握を行う。
- ・発熱や風邪の症状等が報告された場合は、無理せず自宅療養してもらい、利用を断る。

施設の消毒、清掃

- ・人の手が触れる箇所（テーブル・イス等）を小まめに消毒・清掃する。

密回避の対応

- ・密閉空間にしないよう、こまめな換気を行う。
- ・2 m（最低でも1 m）以上の座席間隔の確保を行う。
- ・利用定員は、1利用あたり最大20名までとする。

利用者への周知

- ・施設利用に当たり管理者が定めたルールのあることを公園ホームページ等にて周知する。

(2) 利用者に協力を促す事項

感染拡大予防対策の徹底

- ・発熱や風邪の症状等がある方は利用を自粛する。
- ・利用前に手洗いや手指消毒を行う。
- ・咳エチケット、マスクの着用など行う。

- ・飲食の禁止（水分補給を除く）

密の回避

- ・人との距離を2 m（最低1 m）確保し、密集を避ける。
- ・大きな会話や発生を控え、密接した会話を避ける。

3-2 里山体験館の広間

(1) 施設管理者の対応

受付時の対応

- ・施設の入り口には、手指消毒剤を設置する。
- ・受付窓口には、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・利用者には発熱や風邪の症状等の体調の聞き取り、連絡先の把握を行う。
- ・発熱や風邪の症状等が報告された場合は、無理せず自宅療養してもらい、利用を断る。

施設の消毒、清掃

- ・人の手が触れる箇所（テーブル等）を小まめに消毒・清掃する。

密回避の対応

- ・密閉空間にしないよう、こまめな換気を行う。
- ・広間ごとの利用人数は一組5名までとし、利用時間は60分以内とする。

利用者への周知

- ・施設利用に当たり管理者が定めたルールのあることを公園ホームページ等にて周知する。

(2) 利用者に協力を促す事項

感染拡大予防対策の徹底

- ・発熱や風邪の症状等がある方は利用を自粛する。
- ・利用前に手洗いや手指消毒を行う。
- ・咳エチケット、マスクの着用など行う。
- ・飲食の禁止（水分補給を除く）

密の回避

- ・人との距離を2 m（最低1 m）確保し、密集を避ける。
- ・大きな会話や発生を控え、密接した会話を避ける。

公益財団法人神奈川県公園協会
座間谷戸山公園における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
イベント編

令和3年2月9日

1 ガイドラインの目的

座間谷戸山公園で行う各種イベント等（以下、「イベント等」という）における新型コロナウイルス病原体による公園利用者や公園協会職員（以下、「指定管理者」という）への感染リスクを最小限とするため、イベント等の主催者や指定管理者が実施時に配慮すべき事項を明示することを目的とする。

2 本ガイドラインの位置づけ

国及び神奈川県が示す最新の「基本的対処方針」及び「方針に基づく通知」、「事務連絡」等に基づいてガイドラインを定め、運用する。なお、これらの方針等の改定に応じて逐次修正を行う等、ガイドラインの適切な運用を図る。

イベント開催のための共通項目については、当協会が定める「都市公園等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき対応する。

3 指定管理者が共催（以下、共催者という）となる場合、配慮する事項

共催者は、前述の各方針やガイドラインに基づいて、主催者とともに適切に実施するものとする。また主催者の分担が、イベント運営業務の全般である際は、共催者は、主催者が当配慮事項を適切かつ確実に遂行しているか確認し、不備がある場合は指導を行う。

4 イベントの形態別の対策について

(1) 大規模イベント（屋外）・・・公園まつり等

- ・指定管理者が主催する大規模イベント（屋外）は、多方面からの不特定多数の来場者が見込まれ、入場者数の管理や連絡先の把握等の対応が困難なことから、当面の間、開催を見合わせるものとする。
- ・指定管理者以外の主催者が行う大規模イベント（屋外）は、主催者が感染症拡大防止対策を徹底し、確実に履行されることが明らかな場合に限り、開催を認める。

(2) 観察会体験型イベント・観察会等（屋外）・・・親子で米作り隊、農業体験、自然観察会、ネイチャーゲーム、水の生き物みつけ、ノルディックウォーキング教室等

- ・説明や案内、周知を行う際は拡声器等により声を拡散させることにより、飛沫の発生、密集・密接を防ぐ。なお、参加者及び参加人数を把握のため事前申込とする。

(3) 体験型イベント（各種教室等）・・・クリスマスリース作り、お飾りづくり教室等

- ・室内（レクチャールーム・里山体験館広間）の利用ルールに則り実施する。
- ・室内を常に換気し、密室の環境を作らないようにする。
- ・参加者及び参加人数を把握するため事前申込とする。